

西宮市在宅療養相談支援センター運営事業実施要綱

(目的)

第1条 西宮市在宅療養相談支援センター運営事業（以下「事業」という。）は、高齢者が在宅での医療や介護が必要となっても住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活を継続できるように、地域における包括的かつ切れ目のない継続的な在宅医療・介護の提供を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、西宮市とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を、適切な事業運営が確保できると認められた社会福祉法人及び医療法人等（以下「運営者」という。）に委託することができる。

(利用対象者)

第3条 西宮市在宅療養相談支援センター（以下「支援センター」という。）の利用対象は、原則として医療・介護の関係者及び西宮市地域包括支援センター等のサービス事業者とし、地域住民からの相談等は、西宮市地域包括支援センター等が対応するものとする。

2 前項の規定に関わらず、地域住民から支援センターに相談等があった場合、運営者は、西宮市地域包括支援センター等と連携を図ることにより適切な対応を行うものとする。

(実施施設)

第4条 この事業の実施施設は、別表に定める施設とする。

(基本機能等)

第5条 支援センターは介護保険法施行規則第140条の62の8第5号に掲げる事業を基本機能とし、同条第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号に掲げる事業を付属機能として次の各号に掲げる業務を実施するものとする。

(1) 在宅医療・介護連携に関する相談支援業務（基本機能）

地域の在宅医療と介護の連携を支援する相談窓口の運営を行い、地域の医療・介護関係者及び西宮市地域包括支援センター等からの在宅医療・介護サービスの連携に関する事項の相談に対応する業務（必要に応じて行う退院の際の地域の在宅医療関係者と介護関係者の連携調整業務を含む）

(2) 地域の医療・介護サービス等の資源の把握業務（付属機能）

地域医療を実施する機関及び訪問看護ステーション等の地域の介護サービス事業所等の所在地及び機能を把握し活用する業務

(3) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築する業務（付属機能）

地域の在宅医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制を構築する業務

(4) 医療・介護関係者の情報共有支援業務（付属機能）

地域連携ノート等の情報共有ツールの使用方法の説明等の医療・介護関係者の情報共有を支援する業務

(5) 医療・介護関係者の研修（付属機能）

在宅医療・介護の連携に関する地域包括ケア連携圏域での事例検討会や全市的に行う医療・介護関係者の研修の実施を支援する業務

(6) 地域住民への普及啓発（付属機能）

在宅医療・介護サービスに関する講演会の開催、在宅看取り等のパンフレットの作成・配布等により地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進する業務

(職員の配置等)

第6条 運営者は、事業を適切に実施するため、あらかじめ支援センターの管理責任者を定めるとともに、看護師又は医療ソーシャルワーカーなど医療に関する知識を有し、介護支援専門員の資格を有する者を常勤換算方法で1.2人以上の人員配置をするものとする。

2 前項の規定に関わらず、事業開始時において、常勤換算方法で1.2人以上の人員配置が困難な場合、あらかじめ人員確保計画を定め、市長が当該計画を承認することを条件として、当該計画に定める人員確保にかかる期間は、事業を適切に実施するための必要数を確保することで足りるものとする。

(運営の公平性・中立性の確保)

第7条 支援センターは事業を実施するに際し、高齢者及びその家族の意思を尊重し、高齢者に提供するサービスが特定の種類または特定のサービス事業者に偏ることなく公正・中立性の確保を努めなければならない。

(事業実施の留意事項)

第8条 運営者は、別表に定める担当地域包括ケア連携圏域の要援護高齢者等の実態について、常時調査・把握して、サービス基本台帳等の作成により適切な管理を行うものとする。

2 運営者は、事業の実施に当たっては、利用者及び利用世帯のプライバシーの保護が図られるよう留意するものとする。

3 運営者は、毎年度、事業計画を定め当該年度の第1回目の協議会に報告するとともに、月間の事業計画を定め事業を計画的に実施するものとする。

4 運営者は、毎年度、事業実績を取りまとめ事業年度の翌年度の第2回目の協議会において報告し評価を受けるものとする。

5 運営者は、相談を受けた場合、速やかに必要な活動を展開するものとする。

6 運営者は、サービス基本台帳を適切に管理し、継続的支援、適正なサービスの実施を図るものとする。

7 運営者は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとする。

(利用料)

第9条 原則として無料とする。ただし、利用者が必要な経費については、利用者負担とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、市長が別

に定める。

付則

この要綱は、平成 27 年 8 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は、平成 28 年 8 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は、令和元年 8 月 1 日から適用する。

別表（第 4 条関係）

西宮市在宅療養相談支援センターの実施施設

・西宮市在宅療養相談支援センター

名 称	所在地	担当地域包 括ケア連携 圏域
西宮市中央在宅療養相談支援センター	西宮市室川町 10-5	中央
西宮市鳴尾在宅療養相談支援センター	西宮市上鳴尾町 5-13	鳴尾
西宮市瓦木在宅療養相談支援センター	西宮市津門呉羽町 8-25	瓦木
西宮市甲東・甲陽園在宅療養相談支援センター	西宮市上ヶ原十番町 1-85	甲東・甲陽園
西宮市北部在宅療養相談支援センター	西宮市塩瀬町生瀬 1281-5	北部